

電気通信大学量子科学研究センター長選考規程

平成27年 3月26日

改正

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学量子科学研究センター規程第4条第4項の規定に基づき、電気通信大学量子科学研究センター長（以下「センター長」という。）の選考について定めるものとする。

(選考方法)

第2条 センター長は、電気通信大学量子科学研究センター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が選考する。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は職員
 - (2) 大学院情報理工学研究科長
 - (3) センター専任教授
 - (4) センター兼務教授
- 2 前項に掲げる者がセンター長である場合は、委員から除くものとする。
- 3 センターに副センター長を置く場合は、第1項の委員に加えるものとする。
- 4 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(選出)

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる場合には、その都度センター長候補者を選出しなければならない。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長の辞任が認められたとき。
- (3) センター長が欠員になったとき。

(センター長の意見陳述)

第5条 センター長は、委員長のと要請に応じ委員会に出席し、意見を述べることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。